

機能証明書

条 件	回答 Oor x	コメント	資料No.
1. 調達物品			
情報セキュリティに係る遠隔学習システム 1式			
本システムは、本仕様書の「2. 遠隔学習システムの仕様」で記述する機器等で構成するシステムである。本調達は、システムの構築に必要なソフトウェア、機器、取扱説明書、保証書等付属品、機器の設置、設置に係る諸工事、ソフトウェアのインストール、システムの稼働に必要なカスタマイズ及び教育支援までを範囲とする。			
2. 遠隔学習システムの仕様			
(1) 基本仕様			
ア. 経済産業省（以下「当省」という。）の職員等（非常勤職員、臨時職員、調査員を含む当省に所属する職員。以下「職員等」という。）情報として最大8,000名を登録でき、教材コンテンツに同時にアクセスして視聴できる受講者数は200名を可能とすること。			
イ. 職員等が執務室内の各自のパソコンからイントラネット上で情報セキュリティ教育を受けるための遠隔学習システム（以下「本システム」という。）にアクセスして受講できること。この場合において、執務室内の職員等のパソコンにはソフトウェアのインストールを必要としないものであること。			
ウ. 本システムはSCORM Ver. 1.2及びSCORM Ver. 2004に準拠していること。また、下記(2)遠隔学習システムの機能のうちア. 学習管理機能については、現在本邦で認定制度の発足しているSCORM Ver. 1.2に関してLMS-RTE3の認証を受けているものであること、又はこの認証と同等の機能を有していることを自ら証明できるものであること。			
エ. 本システムを停止することなく教材コンテンツを追加登録できること。 （注）SCORM：Shareable Content Object Reference Modelの略。e-ラーニングのプラットフォーム（Learning Management System）と教材コンテンツの間のインターフェースやデータ形式を規格した標準規格で、米国ADLという団体が作成した。			
（注）LMS-RTE3：特定非営利活動法人日本イーラーニングコンソシアムからプラットフォーム（Learning Management System）製品がSCORMに適合している旨認証を受けたもの。			
(2) 遠隔学習システムの機能			
下記の機能を満たすシステムを提供すること。			
ア. 学習管理機能			
(ア) 下記イ. 教材コンテンツの作成・編集・管理機能、ウ. 理解度テストの作成・編集・実施・管理機能、及びエ. アンケートの作成・編集・実施・管理機能と一体となって機能し、受講者の登録、受講者への教材コンテンツの提供（配信）、受講者一人ひとりの学習進捗状況や学習履歴、教材コンテンツ別の受講履歴、理解度テストの実施、成績管理、アンケートの実施、結果管理、集計などを一元的に管理できること。			
(イ) 受講者からの質問を受け付け、本システムの管理者（以下「システム管理者」という。）又は教材コンテンツ別の受講管理者（以下「受講管理者」という。）に通知する機能を有すること。			
(ウ) 学習内容、操作方法、研修全般などの項目別にFAQを整備でき、それぞれの検索が可能であること。また、上記(イ)で受け付けた質問及びその回答を、必要に応じ、質問者への回答と同時にFAQにも登録できること。			
(エ) イベント（受講者の決定、受講開始日、進捗遅延時、受講終了時、アンケート締切日、アンケート未提出時、お知らせ、等）ごとに対象者を抽出し、自動で対象者に通知（電子メールで送信）できること。			
(カ) 職員等の氏名、所属、役職、ID、パスワード（以下PW）、メールアドレス等の情報（以下「職員等情報」という。）を職員等の所属組織別、職員等の属性別（管理職、一般職員等）、教材コンテンツ別などで管理できること。			
(キ) 受講者の職員等情報の登録、受講履歴の記録等の管理を行うことができること。			
(ク) 職員等情報をシステム管理者、受講管理者、受講者の別にユーザ権限を管理できること。この場合、システム管理者、受講管理者には、職員等情報の編集・更新・削除、教材コンテンツ別の編集・更新・削除、理解度テストの結果閲覧・集計、アンケート結果の閲覧・集計等、それぞれ個別に使用できる機能を設定できること。			
(ケ) 職員等情報をCSV形式で一括登録できる機能を有すること。			
(コ) 受講者ID/PWは、システム管理者側で任意のものを発行することが可能であること。			
(カ) 受講決定者を一括で登録処理する機能を有すること。			
(キ) システム管理者、受講管理者、受講者の別にID/PWを認証するID/PW認証機能を有すること。			

機能証明書

条 件	回答 Oor x	コメント	資料No.
(シ)本システムで管理されているデータを抽出し、抽出したデータを一覧表示できること。			
(ス)本システムで管理されているデータを抽出し、CSV形式等によりデータを出力する機能を有すること。			
イ.教材コンテンツの作成・編集・管理機能（管理者数5名）			
(フ)教材コンテンツを学習管理機能で管理できること。			
(イ)教材コンテンツの作成・編集・管理機能で作成した教材コンテンツにその教材コンテンツの概要を設定できること。			
(ク)教材コンテンツを自動的に進めるか、受講者がマウス操作等で進めるかの設定ができること。			
(エ)教材コンテンツを再生した時の外観（スタイル）、表示する情報を設定できること。			
(オ)SCORM Ver. 1.2及びSCORM Ver. 2004に準拠した教材コンテンツを作成、編集できること。			
(カ)PDFファイルから、SCORM Ver. 1.2に準拠した教材コンテンツとして登録できること。			
(キ)PowerPoint（以下PP）ファイルからFlash形式の教材コンテンツを作成できること。			
(ク)PPで作成した動的効果（アニメーション、音声等）は教材コンテンツに反映されること。			
(ケ)教材コンテンツの再利用、分類、統合が容易に行えるものであること。			
(コ)教材コンテンツの作成・編集に当たっては、ナレーションや音声、BGMを挿入できること。			
(ク)教材コンテンツには、教材コンテンツの別、職員等の所属組織別、職員等の属性別で受講期間を設定できること。			
ウ.理解度テストの作成・編集・実施・管理機能（管理者数5名）			
(フ)受講者の成績を学習管理機能で管理できること。			
(イ)テンプレートを利用してスタイルを選択でき、本システムで再生した場合の外観（スタイル）、表示する情報を設定し、確認できること。			
(ク)理解度テストの各設問の得点、フォント、正解・不正解時のメッセージを設定し、表示できること。			
(エ)同一の教材コンテンツにおいて、設問をランダムに出題できること。			
(オ)同一の教材コンテンツにおいて、登録された設問の中から、表示する設問数を設定できること。			
(カ)理解度テストの合格点を設定できること。			
(キ)理解度テスト終了時のメッセージを合否別に設定し、表示できること。			
(ク)理解度テストの提出ボタンを有し、当該ボタンをクリックすることで学習管理機能で記録されること。			
(ケ)SCORM Ver. 1.2及びSCORM Ver. 2004に準拠した理解度テストを作成、編集できること。			
(コ)理解度テストの作成には、次の種類の形式で作成できること。			
a. 正誤問題形式（○（はい、）×（いいえ）の二者択一形式）			
b. 単一選択問題形式（選択肢から正しい回答を一つ選ぶ形式）			
c. 複数問題形式（選択肢から複数の正しい回答を選ぶ形式）			
d. 空所補充問題形式（空欄に入る回答を記入する形式）			
e. 組合せ問題形式（正しい組合せを選ぶ形式）			
f. 正序問題形式（選択肢を正しい順序に並べ替える形式）			
g. クリックマップ形式（画像内の正しい範囲をクリックして回答する形式）			
h. 小論文形式（設問に対し短文（50字以内）を記入して回答する形式）			
(ク)理解度テストにはhtml形式によるものとFlash形式によるものの2つの形式で作成できること。この場合において、html形式のものについては、理解度テストの一時中断・再開が可能であること。			
エ.アンケートの作成・編集・実施・管理機能（管理者数5名）			
(フ)アンケートの結果、回収状況を学習管理機能で管理できること。			
(イ)アンケート提出時のメッセージを設定し、表示できること。			
(ク)アンケート提出ボタンを有し、当該ボタンをクリックすることにより学習管理機能で記録されること。			
(エ)アンケート提出ボタンをクリックした際、指定する必須回答項目への回答漏れの有無をチェックし、漏れがある場合には漏れている項目番号を表示して回答入力に戻ること。			
(オ)アンケートは、教材コンテンツの一部として登録できること。			
(カ)SCORM Ver. 1.2及びSCORM Ver. 2004に準拠したアンケートを作成、編集できること。			
(キ)アンケートの作成には、次の種類の形式で作成できること。			
a. ラジオボタン（選択肢から回答を一つ選ぶ形式）			

機能証明書

条 件	回答 Oor x	コメント	資料No.
b. チェックボックス (選択肢から複数の回答を選ぶ形式)			
c. プルダウンリスト (リストから回答を一つ選ぶ形式)			
d. テキストフィールド (単一行のテキスト入力で回答する形式)			
e. テキストエリア (複数行のテキスト入力で回答する形式)			
(3) 遠隔学習システム用機器等 (サーバ仕様等)			
ア. ハードウェア			
(7) 職員等情報として最大8,000名を登録でき、教材コンテンツに同時にアクセスして視聴できる受講者数は200名を可能とする十分な性能を有すること。			
(イ) 次の仕様を満たす磁気ディスクを提供すること。			
a. ディスクは冗長化構成であり、ホットスワップ可能であること。			
b. 教材コンテンツ保存領域として100GB以上提供すること。			
c. システムインターフェースは、最大転送速度300MB/s以上であること。			
(ウ) OSがブート可能なDVDドライブ装置を1台内蔵すること。			
(エ) 1000BASE-T又は1000BASE-SXのインターフェース2ポート以上の冗長化構成とし、ネットワークプロトコルとしてTCP/IPを使用して基盤情報システムのネットワーク機器に接続すること。			
(オ) 発熱量は、特別な空調設備を必要としないこと。			
(カ) 次の仕様を満たす、内蔵型の磁気テープ装置による磁気ディスクのスケジュールによる自動バックアップ機能を提供すること。			
a. システム領域及びデータ領域の全てをバックアップできること。			
b. システム領域については指定した日時に、データ領域については1日1回指定の時間に人手を介さずに自動的にバックアップできること。			
c. システム領域については、3世代分のバックアップをとれること。			
d. 1回の操作で6時間以内にデータ領域の内容全てをバックアップできること。			
e. バックアップした任意のファイルを容易にリストアできること。			
f. ハードディスクに障害が起こった場合にもディスクの内容を容易にリストアできる機能を有すること。			
g. データ領域については運用中にサービスを停止することなくバックアップが可能なこと。			
(キ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条による環境物品等の調達の推進に関する基本方針2(2)の基準を満たすこと。			
イ. ソフトウェア			
(7) 本システムが稼働するために必要なオペレーティングシステムが搭載されていること。			
(イ) 次の仕様を満たすウイルス等対策ソフトウェアをすべてのサーバに提供すること。			
a. パターンファイルの配布は自動化可能であり、ベンダのパターンファイル公開から、6時間以内に配布を行えること。自動化ができない場合は経済産業省大臣官房情報システム厚生課担当職員(以下「担当職員」という。)と協議の上、必要な対策を講じること。なお、最新のパターンファイルを全機能提供開始日より2か月以上提供すること。			
b. ウイルス等対策ソフトウェアは常駐可能で、リアルタイムでのウイルス等対策を行えること。リアルタイムでのウイルス等対策ができない場合は担当職員と協議の上、必要な対策を講じること。			
c. パターンファイルの不具合が判明した場合等、必要な場合に、1世代前のパターンファイルにロールバックすることが可能なこと。			
(ウ) 磁気ディスクをバックアップするために必要となるソフトウェアを提供すること。			
(エ) UPSの設定及び自動シャットダウンに必要なソフトウェアを提供すること。また、個々のサーバを制御するために、個々のサーバにソフトウェアが必要な場合は必要ライセンス数分用意すること。			
3. 機器設置作業			
(1) 作業スケジュールの概要は、表のとおりとし、落札後10日以内に担当職員と協議の上、作業スケジュールを決定するものとする。スケジュール決定後、諸般の事情から担当職員と受注者の協議により日程を変更することもある。			
表 作業スケジュール			
～平成20年1月31日			
(機器等設置・環境設定・カスタマイズ、納入) 本システムの設置、設定作業、カスタマイズ			
担当職員による確認作業			
平成20年2月1日			
本システムの使用開始			

機能証明書

条 件	回答 Oor x	コメント	資料No.
7. 設置作業に起因して当省の基盤情報システムに障害が発生しないよう、設置作業に関しては担当職員及び基盤情報システム保守業者に十分確認を行うこと。また、設置作業により基盤情報システムに障害が発生した場合には、直ちに作業を中止し、担当職員の指示に従うこと。			
4. 作業時における体制表（以下「作業時体制表」という。）を落札後10日以内に当省に提出すること。			
(7) 作業時体制表には、責任者及び作業に従事させる主担当者の氏名・所属、担当業務、指揮命令系統、連絡先を記載すること。			
(4) 作業時体制表を変更する場合は、変更する日の1週間前までに変更後の作業時体制表を提出すること。			
ウ. 作業に当たり、法令等に定められた手続が必要な場合は、受注者は官公庁等に対し手続を行うこと。また、手続完了後に担当職員へ報告すること。			
エ. 作業において、受注者の責に帰する事由による造営物及び道路の損傷、土地踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等は、すべて受注者の負担とする。ただし、当省の責に帰する事由による場合は、当省の負担とする。			
オ. 供給される電源電圧はAC100Vであり、電源電圧を変更する必要がある場合には、担当職員と協議の上、受注者の負担により必要な措置を行うこと。			
カ. 工事が発生する又は導入機器及び必要資材の搬入を行う場合は、担当職員と協議すること。また、当省が行うべき事項がある場合には、これを明示すること。			
(2) 本仕様書で要求する全機能を納入日までに完了すること。納入日になっても機能の全部又は一部を利用できない場合は、代替機能を受注者の負担で提供すること。			
(3) 担当職員の指示に従い、機器の搬入・据付け調整作業を行うこと。			
(4) 本調達で導入するすべての機器を当省で準備した19インチ・サーバラック（日本電気（株）製19インチラック（6U以内）[型番：N8140-92]）へ収容すること。また、当省で準備したコンソール装置（プリンストンテクノロジー（株）製 CL-1208L/ATEN、PC接続ポートの仕様は2ポート以下とすること。）、UPS装置及びスイッチング・ハブへの接続及び動作確認を行うこと。なお、設置に当たり必要となるケーブル及び取付部品、工具等は受注者の負担で提供すること。			
(5) 本システムの運用に必要なLANケーブルの敷設工事を行うこと。なお、必要なLANケーブルを含めたすべての部材は、受注者の負担で提供すること。			
(6) 設置する機器等の設定は、要求する機能をすべて満たす設定を行い、正常に動作可能な状態に調整して納入すること。			
(7) 職員等情報について当省より提供するので、本調達で導入するサーバ等に登録すること。			
(8) その他必要な事項は、担当職員と協議の上、指示に従うこと。			
4. 実施体制			
(1) 受注者は、本契約業務の実施のため、責任者を落札後10日以内に選任すること。			
(2) 担当職員から受注者に対する指示事項及び協議は、原則として、前項で選任された責任者を通じて行うものとする。			
(3) 責任者は、担当職員から連絡を行え、かつ、障害対応を直接指揮できる状態（電話等による担当者への指示を含む。）になければならない。ただし、担当職員の上乗を得て一時的に代理がこれを務めることができる。			
5. 納入期限			
平成20年1月31日（木）			
6. 納入場所			
経済産業省			
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号			
7. 教育支援			
(1) 本システムの操作方法について、担当職員の指示に従い、機器等設置・環境設定完了後速やかに30人程度を対象に半日程度の説明会を1回実施すること。			
(2) 本システムの機器等に係る操作マニュアル1部及びこれの電子媒体（一太郎、Word、Excel又はPowerPointのファイル）を提供すること。			
8. 設置機器等関連			
(1) 設置する機器等を構成するハードウェア及びソフトウェアのうち、JIS等の国内規格、ISO等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。			
(2) 要求する機器等の仕様を満たすために、本調達仕様書に記述する機器等以外にも新たな機器等を提供してもよい。			
(3) 設置する機器等をすべて接続し、必要なソフトウェアをすべてインストールした上で、十分な総合性能を有すること。また、すべての機器等が、特定の日付が原因となって発生するトラブルについて対応しており、いかなる日付においてもシステムが支障なく稼働すること。			

機能証明書

条 件	回答 Oor x	コメント	資料No.
(4) 設置する機器等に搭載されるソフトウェア及びファームウェア類について、平成20年1月31日時点で最新の修正プログラムを適用すること。ただし、安全性等の観点からメーカー等から提供された修正プログラムを適用することにより支障が生じるおそれがある場合は、適用の可否について担当職員と協議の上決定する。			
(5) 設置する機器等に搭載されるソフトウェア及びファームウェア類について、本仕様書で特にバージョンの指定が無い限り、提案時点での最新バージョンを提供すること。			
(6) 設置する機器等は特別な空調設備を必要としないこと。ただし、発熱量に問題が生じる場合には、担当職員と協議の上、受注者の負担で必要な措置を講じること。			
(7) 設置する機器等のマニュアル、当省への報告書・各種資料等は、日本語で書かれているものとする。ただし、担当職員の了承を得た場合はこの限りではない。			
9. その他			
(1) 次のドキュメントは、納入日までに、書類及び電子媒体（一太郎、Word、Excel又はPowerPointのファイル）で各1部提出すること。			
ア. 本体、増設機器、ソフトウェア、添付品等の一覧を記載した納品リスト			
イ. ソフトウェア設定書			
ウ. その他システムに関する設計書			
エ. システム運用マニュアル			
(2) 次のドキュメントは、事象が発生した後にその都度、書類及び電子媒体（一太郎、Word、Excel又はPowerPointのファイル）で提出すること。			
ア. 作業計画書			
イ. 作業結果報告書			
ウ. 障害報告書			
(3) 所有権及び著作権			
ア. 所有権			
(ア) 本システムの上で、第三者が有する知的所有権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。ただし、当省から提供するものを除く。			
(イ) 本システムの構築、作業において発生した権利については、原則として当省に帰属する。			
イ. 著作権			
納入される成果物及び開発、改修されたプログラムに、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該既存著作物等の内容について、事前に担当職員の了承を得ることとし、当省は、既存著作物等について当該許諾条件範囲内で使用すること。			
(4) その他			
ア. 本システムで取り扱うデータについては、その取扱いについて十分注意すること。			
イ. 担当職員が受注者に対し、常時契約履行に関する調査を行える体制とすること。			
ウ. 事故又は障害が発生した場合は、直ちにその対処を行い、原因及び対処内容等について担当職員に報告すること。			
エ. 契約期間中及び契約終了後において、作業によって知り得た当省の業務上の内容について、第三者に漏らしたり、当該契約以外のいかなる用途にも利用してはならない。			
オ. 情報セキュリティ管理の国際規格であるISO27001/ISMSの認定を有しており、これを証明する書面の写しを提出すること。			
機能証明書に関する照会先 住 所： 会 社 名： 担当部署： 担当者名： 電話番号： FAX番号： E-mail：			